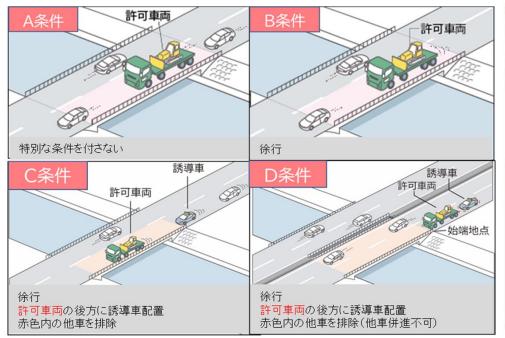
🔮 国土交通省

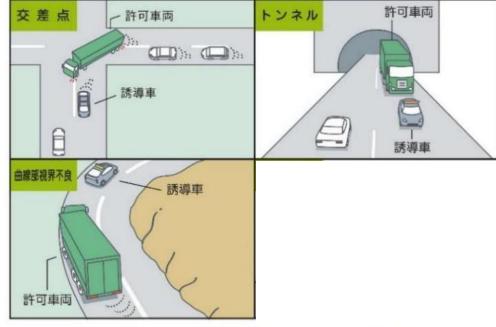
道路管理者が付す通行条件

道路構造や交通に支障を与えないよう、交通量の少ない時間帯、走行速度等必要な条件を付して、車両の通行を許可

通行条件	重量に関する条件		寸法に関する条件	
А	徐行等の特別の条件を付さない。	<u> </u>	徐行等の特別の条件を付さない。	
В	徐行を条件とする。	(軽)	徐行を条件とする。	1,
С	徐行および当該車両の後方に <mark>誘導車を配置</mark> し、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行することを条件とする。		徐行および当該車両の前方に <mark>誘導車を配置</mark> し、その連絡または合図を受けて、対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行することを条件とする。幅3mを越える車両は <mark>夜間通行(21時~6時</mark>)	*
D	徐行および当該車両の後方に <mark>誘導車を配置</mark> し、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行することを条件とする。 夜間通行(21時~6時)	重		

(注)誘導車の配置や通行時間の夜間限定などの条件は、経路のうち必要となる区間に限定





運送事業者は、道路を通行するにあたり、道路構造との関係について道路管理者(国や都道府県など)の審査を経て、許可に付された条件を遵守して、運搬計画を立てる必要がありますので、運搬の依頼の際にはご理解をお願いします